

令和4年4月から年金制度の一部が改正されます

1 在職中の年金受給の在り方の見直し

特別支給の老齢厚生年金受給者（65歳未満）の支給停止基準額が引き上げられます。

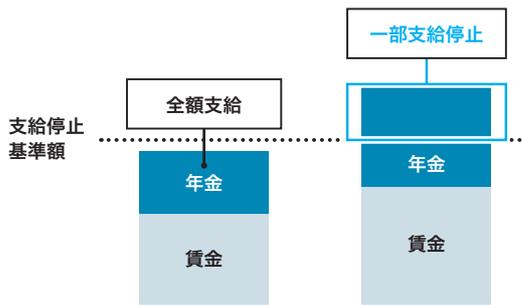
改正前	
支給停止基準額	
65歳未満	65歳以上
28万円	47万円



改正後	
支給停止基準額	
65歳未満	65歳以上
47万円	
※法令により改定される場合があります。	

年金の支給停止のしくみ

厚生年金の被保険者が賃金と年金の合計額が支給停止基準額を超える場合に、超えた部分の1/2の額が支給停止となります。



在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額が、毎年改定されます。

改正前
老齢厚生年金の受給権取得後に就労している場合、資格喪失時（退職時または70歳到達時）に老齢厚生年金の額を改定する。



改正後
資格喪失時の改定に加え、65歳以上の者については、在職中であっても、年金額を毎年10月分（12月支給）から改定する。

2 受給開始時期の選択肢の拡大

年金（国民年金・厚生年金・退職等年金給付）の受給開始時期の選択肢が、60歳から75歳の間拡大されます。

改正前	
繰上げ減額率	1月当たり▲0.5%
繰下げ年齢上限	受給70歳
繰下げ増額率	1月当たり0.7%



改正後	
繰上げ減額率	1月当たり▲0.4%
※昭和37年4月2日以降生まれの方が対象。	
繰下げ年齢上限	75歳（増額率は0.7%のまま）
※昭和27年4月2日以降生まれの方が対象。	

イメージ

